

特別の教科 道徳（中学校）

1 改訂の基本的な考え方

○平成29年3月31日に告示された学習指導要領の要点

- ・H27年3月27日告示から実質的な変更は行わない。
- ・いじめ問題への対応の充実、発達の段階をより一層踏まえた体系的な指導を行う。
- ・問題解決的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫を図る。
- ・特定の価値観を押し付けたり、主体性をもたず言われるままに行動するよう指導しない。
- ・多様な価値観の時に対立がある場合を含めて、誠実にそれらの価値に向き合い、道徳としての問題を考え続ける姿勢を養う。

2 改善・充実の具体的事項

○道徳教育の目標と内容の改善（道徳教育の内容は総則編に記載）

- ・道徳教育の内容は「第3章特別の教科道徳」の「第2 内容」に示すとおりである。
- ・道徳教育は全教師の参画、分担、協力の下に行われるもの。
- ・道徳教育の全体計画について。（別様の作成）

○道徳科の目標の改善

- ・道徳教育の要として道徳科の授業を行う。
- ・多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を行う。
- ・道徳的実践力から道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度へと具体的な表記に変更された。
- ・「道徳的諸価値」「自己を見つめ」「多面的・多角的」「人間としての生き方」
- ・道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

○道徳科の内容の改善

- ・内容構成の考え方（内容の捉え方、四つの視点、重点的指導の工夫）
- ・それぞれの内容項目に手掛かりとなる「自主、自律、自由と責任」などの言葉を付記した。
- ・内容項目のまとまりを示していた四つの視点を1、2、3、4からA、B、C、Dに変更した。

○各内容項目の改善

- ・A「自主、自律、自由と責任」～D「よりよく生きる喜び」について。

○指導計画作成上の配慮事項

- ・年間指導計画の内容と年間指導計画作成上の留意点等について。

○道徳科の指導

- ・指導方法の工夫や学習指導案の形式等について。

○道徳教育推進教師の役割

- ・年間指導計画の工夫、小学校との接続、高等学校との連携を意識した取組等を行う。

○家庭や地域社会との連携

- ・道徳科の授業公開、授業への積極的な参加や協力を得る工夫を行う。

○道徳科の教材について

- ・主たる教材として教科書を使用するが、郷土資料など、多様な教材を併せて活用することが重要である。

○道徳科の評価について

- ・生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導にいかす。数値評価は行わない。（おおくりなまとまりを踏まえた評価で、個人内の成長の過程を重視する。）
- ・発言や作文、レポート等、成長の様子を見取るための資料を残しておく。
- ・「道徳科の学習状況及び道徳性に係る成長の様子」は、調査書には記載しない。

3 移行措置について

平成31年4月1日から全面実施を行う。